

日本政府は、11月18日より、観光や親族訪問などの目的で日本を訪問するカンボジア国内に居住するカンボジア国籍の方々に対し、数次査証を発給することとしました。

この数次査証の有効期間は最大3年間で、1回の日本滞在期間は15日です。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

#### 【対象者】

カンボジア国内に居住するICAO標準のMRP（機械読取式旅券）又はIC一般旅券を所持するカンボジア国籍所持者で、我が国への入国目的が「短期滞在」に該当し、且つ数次査証の発給を希望される方のうち、次のいずれかに該当する方。

- (1) 過去3年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり（注）、その間に我が国国内法令に違反するなど、わが国における入国・在留状況に問題の認められなかった方で、経費支弁能力を有する方。  
（注）旅券等により自ら渡航歴を立証できる場合に限ります。
- (2) 十分な経済力を有する有職者。
- (3) (2)に該当する方の配偶者及び子。

#### 【必要書類】

- (ア) 旅券（ICAO標準のMRP又はIC一般旅券）
- (イ) 査証申請書（写真貼付） 原本1枚
- (ウ) 住民登録証（Carnet de Residence） 原本及び写し各1部
- (エ) ①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書 原本1部  
②自営業の方は商業登記謄本 原本1部
- (オ) 銀行の預金通帳、若しくは預金残高証明書 原本及び写し各1部
- (カ) 数次査証を必要とする理由書 原本1部
- (キ) 上記【対象者】の(1)～(3)に該当することを証明する資料 原本

上記(1)の場合、過去3年以内にわが国への短期滞在中に複数回の渡航歴が確認できる資料（現有旅券或いは旧旅券）

上記(2)の場合、十分な経済力を証明する資料

上記(3)の場合、上記(2)の方との家族関係を証する資料